

## 留萌市郵便入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

### (入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札に付するときは、留萌市契約規則（昭和40年規則第29号。以下「規則」という。）第5条に規定する一般競争入札の公告及び規則第24条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札書等の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) その他必要と認める事項

### (入札書等の郵送方法)

第4条 入札参加者は、入札書のほか、公告等において指定する書類（以下「入札書等」という。）を前条第1項第2号の到達期限までに到達するよう本市に郵送しなければならない。当該期限までに到達しなかった場合は、いかなる理由であっても当該郵便入札を辞退したものとみなす。

2 入札書等の提出は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、持参、電報、電子メール又はファックス等による入札は不可とする。

3 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書を入れた内封筒は、必ず封かんし、次に掲げる内容を記載しなければならない。

ア 案件名（工事名、委託業務名、件名等）

イ 開札年月日

ウ 入札書在中の旨（本項目は朱書きとする。）

エ 商号又は名称

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒及び工事費等の内訳書（公告又は指名通

知において入札書に同封すべきとされる場合に限る。)を封入し、次に掲げる内容を記載しなければならない。

- ア 送付先（入札執行課名等）
- イ 案件名（工事名、委託業務名、件名等）
- ウ 開札年月日
- エ 入札書在中の旨（本項目は朱書きとする。）
- オ 差出人の住所、商号又は名称

4 郵送された入札書等の書換え、差換え又は撤回はできないものとする。  
(入札回数)

第5条 入札回数は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格の事前公表を行う郵便入札の入札回数は、1回とする。
- (2) 予定価格を入札執行後に公表する郵便入札の入札回数は2回までとし、都度郵送により入札を行うものとする。

(入札書の保管等)

第6条 第4条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札の辞退)

第7条 指名競争入札に係る入札辞退届の提出期限については、第3条の規定による入札書の提出期限までとする。

2 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。

この場合において、辞退しようとする入札者は、入札開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

(入札の中止)

第8条 有効に到達した入札書等が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止する。

2 市長は、郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断されるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(無効とする入札)

第9条 留萌市競争入札心得（以下「心得」という。）第7条及び第21条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条の規定による郵送方法によらない入札
- (2) 入札書等が到達期限を過ぎて到着した入札
- (3) 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札

- (4) 内訳書等の必要な書類が、同封されていない入札
- (5) その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

2 無効とした入札書及び内訳書等は、返却しないものとする。

(開札等)

第10条 開札は、公告等に示した日時及び場所において、入札参加者2名の立会者の立会いのもと行うものとする。

2 入札参加者の立会者は、公告案件においては入札参加申請順番の1位及び2位の者とし、指名案件においては入札書の到達順番の1位及び2位の者とする。

3 開札に立ち会う入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札参加者の開札立会者の数が2名に達しない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を加えて2名以上が立ち会うこととする。

4 市長が特に必要と認めた場合には、前各項の規定によらず当該入札事務に関係のない市職員から2名以上を立会者として選任することができる。

5 開札において、立会者は、第4条第3項の指定封筒が未開封であることを確認しなければならない。

6 開札の立会者は、開札後、郵便入札開札確認書（別記様式第1号）の内容を確認し、記載事項が事実と相違ない場合、これに署名しなければならない。

7 立会者は、郵便入札開札確認書等の撮影若しくは複写をすること、又は郵便入札開札確認書等の写しを求めることはできない。

(落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじの方法は、郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号（受領証に「書留お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。）を別記「郵便入札におけるくじ抽選の方法について」で定める所定の計算式にあてはめて算出した結果によって落札者等を決定する方法とする。

(再度入札)

第12条 市長は、郵便入札の開札において心得第9条の規定により再度入札が必要となった場合には、入札者に対して、再度入札通知書（郵便入札用）（別記様式第2号）をファックス送信により通知するものとする。

2 入札者は、前項の再度入札通知書に受信確認印を押印し、本市にファックス送信するものとする。

3 再度入札の実施方法については、再度入札通知書に記載された入札書の到達期

限までに第4条の規定に基づき、初回の入札と同様に郵送により実施するものとする。

(入札結果の通知)

第13条 市長は、落札者を決定した場合は、落札者に対して郵便入札落札決定通知書(別記様式第3号)により、落札の旨を通知するものとする。

ただし、落札者が開札立会者として当該開札に参加している場合は、口頭による通知に代えることができるものとする。

2 落札者以外の入札者に対しては、当該開札に立会者として参加している場合は口頭により、それ以外の場合は次条に定める公表をもって通知に代えるものとする。

(入札結果の公表)

第14条 落札者の決定後は、入札の結果について速やかに公表するものとする。

2 前項の公表の方法は、都市環境部閲覧室及びホームページにより行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。